

目論見書補完書面

この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定に基づき、お客様が当投資信託（ファンド）をご購入するにあたり、ご理解していただく必要のある重要事項の情報を、あらかじめ提供するものです。お取引にあたっては、この書面及び目論見書の内容をよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

※この書面は、投資信託説明書（目論見書）の一部ではなく、マネックス証券の責任の下で作成しているものです。

手数料等の諸経費について

- 当ファンドの手数料など諸経費の詳細は目論見書をご覧ください。
- 当ファンドの購入時／換金時の申込手数料は交付目論見書に記載の料率が上限となり、ファンドにより異なります。ファンド毎の申込手数料は当社ウェブサイトのファンド詳細画面または注文画面をご覧ください。コールセンターまでお問い合わせください。
- お客様にご負担いただく申込手数料、信託報酬など諸経費の種類ごとの金額及びその合計額等については、申込内容、保有期間等に応じて異なります。

クーリング・オフの適用について

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定の適用はなく、クーリング・オフの対象とはなりませんので、ご注意ください。

1. 当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱い及び販売等に関する事務を行います。

2. 当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預けを行われる場合は、以下によります。

- お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座又は外国証券取引口座の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金又は有価証券の全部（前受金等）をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、契約締結時交付書面（取引報告書）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。万一、記載内容が相違しているときは、速やかに当社お問合せ窓口へ直接ご連絡ください。

3. 当社とお客様との利益が相反するおそれ

当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領することから、当社とお客様との利益が相反するおそれがあります。

なお、上記に加えて、個別の事由によりお客様との利益が相反するおそれがあるファンドにつきましては、補完書面別紙（目論見書に合本しています）にてご説明をしておりますので、必ずご確認ください。

4. その他

■一部の外国籍投資信託における当社ウェブサイトおよび各交付書面の口数表示について

当社ウェブサイトおよび各交付書面において、ファンド名称の前に以下の記号のつくファンドの口数は、お客様が本来保有する口数に一定の倍率を乗じた値で表示されます。

・ファンド名称の前に●がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 100 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、10,000 口と表示されます。

・ファンド名称の前に◆がつくファンド

お客様が本来保有する口数の 1,000 倍の値を表示しています。

（例）実際のお客様の保有口数が 100 口の場合、100,000 口と表示されます。

■マネックス証券におけるファンド毎の手数料の上限

・購入時申込手数料 最大 3.85%（税込）

インターネットを通じてお客様が取引する場合の購入時申込手数料は無料（ノーロード）です。

■購入時における申込手数料の計算例

購入時における申込手数料は、購入金額（購入口数×1口あたりの購入価額）に、ファンドごとの申込手数料率を乗じて計算します。

申込手数料率 3.3%（税込）のファンドをご購入される場合

（例 1）口数指定で購入する場合（円貨決済）

購入価額 10,000 円（1 万口あたり）で 100 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10,000 円×100 万口÷10,000 口×3.3%＝33,000 円となり、合計 1,033,000 円（税込）お支払いいただくことになります。

（例 2）口数指定で購入する場合（外貨決済）

購入価額 10 米ドル（1 口あたり）で 1 万口ご購入いただく場合

申込手数料（税込）＝10 米ドル×1 万口÷1 口×3.3%＝3,300 米ドルとなり、合計 103,300 米ドル（税込）お支払いいただくことになります。

(例 3) 金額指定で購入する場合（〔 〕内は外貨決済を選択した場合の例）

100万円[10万米ドル]の金額指定でご購入いただく場合、お支払いいただく100万円[10万米ドル]の中から申込手数料(税込)をいただきますので、100万円[10万米ドル]全額がファンドの購入金額となるものではありません。

※上記は計算例となります。実際の申込手数料金額（税込）は端数処理等により上記の計算式で求めた結果と必ずしも一致しない場合があります。

5. 当社の概要

- | | |
|------------|---|
| ・ 商号等 | マネックス証券株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 165 号
〒107-6025 東京都港区赤坂一丁目 12 番 32 号 |
| ・ 本店所在地 | 1999 年 5 月 |
| ・ 設立 | 13,195,101,821 円※ |
| ・ 資本金 | 金融商品取引業 |
| ・ 主な事業 | 日本証券業協会、一般社団法人 第二種金融商品取引業協会、
一般社団法人 金融先物取引業協会、
一般社団法人 日本暗号資産等取引業協会、
一般社団法人 日本投資顧問業協会 |
| ・ 加入協会 | 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
ご不明な点がございましたら、下記までお問合せください。
お客様ダイヤル 0120-846-365（通話料無料）
03-6737-1666（携帯電話・一部 IP 電話）
ログイン ID と電話認証番号をご用意ください。
当社ウェブサイト ログイン後の「ヘルプ・お問合せ」の入力フォー
ムからお問合せいただけます。 |
| ・ 指定紛争解決機関 | |
| ・ 連絡先 | |

※当社の資本金の額は変動する場合があります。最新の内容については、当社ウェブサイト (<https://info.monex.co.jp/company/summary.html>) でご確認ください。

当社に対するご意見・苦情等に関するご連絡窓口

当社に対するご意見・苦情等に関しては、以下の窓口で承っております。

窓 □ : お客様ダイアル

電話番号： 固定電話 0120-846-365（無料）

： 携帯電話・一部IP電話 03-6737-1666（有料）

受付時間：8時00分～17時00分（平日）

金融 ADR 制度のご案内

金融 ADR 制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。

金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、金融商品取引法上の指定紛争解決機関である「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」を利用することができます。

住 所：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号 第二証券会館

電話番号：0120-64-5005

FINMAC は公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。

受付時間：月曜日～金曜日 9時00分～17時00分（祝日を除く）

以 上

（2025年8月）

KTM_TOUSHIN_3.0

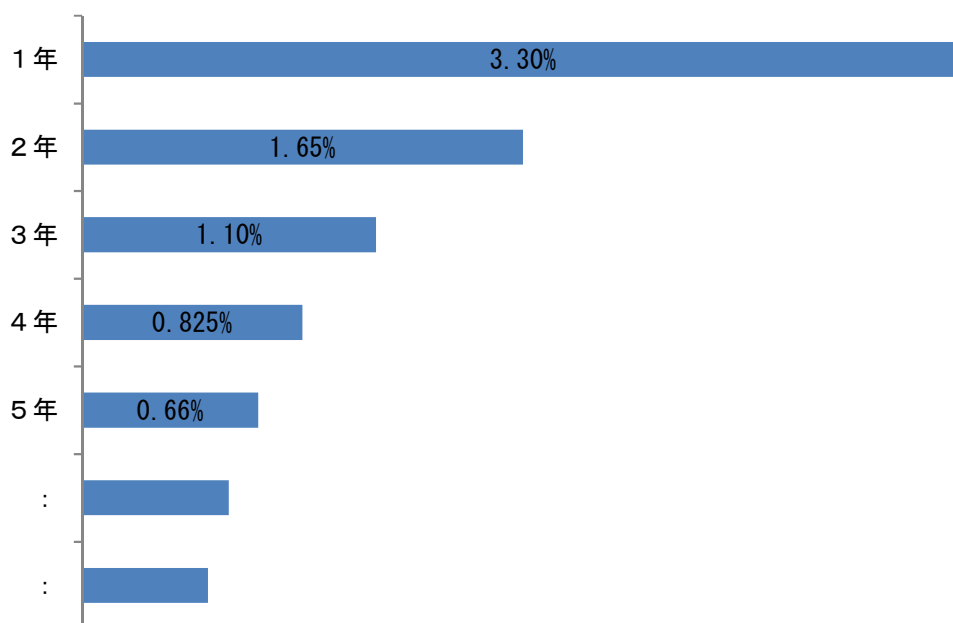
当資料は全ての投資信託の「目論見書補完書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」に添付しているものです。申込手数料や解約手数料がかからない投資信託につきましては、以下の説明は該当しません。

申込手数料に関するご説明

■投資信託の申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、申込手数料が3.3%（税込）の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率（税込）】



※投資信託によっては、申込手数料をいただくず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や残存期間については「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

※投資信託をご購入いただいた場合には、上記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は、「目論見書補完書面」、「投資信託説明書（交付目論見書）」又は当社ウェブサイトにてご確認ください。

（2021年8月）

フィデリティ・ 世界分散・ファンド (債券重視型／株式重視型)

愛称：3つのチカラ

追加型投信／内外／資産複合

隔月
決算

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社

ファンドの運用の指図を行なう者

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

照会先

ナビダイヤル：**0570-051-104**

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

受託会社

ファンドの財産の保管及び管理を行なう者

三菱UFJ信託銀行株式会社



Fidelity
INTERNATIONAL

ファンド名	商品分類		
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
債券重視型	追加型投信	内外	資産複合
株式重視型			

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (投資信託証券)資産複合(株式 (一般)、債券(一般)、不動産投信) 資産配分固定型	年6回 (隔月)	グローバル (含む日本)	ファンド・オブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

委託会社

フィデリティ投信株式会社

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2026年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

9兆7,476億円(2026年6月末現在)



■この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・世界分散・ファンド(債券重視型)及びフィデリティ・世界分散・ファンド(株式重視型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月6日に関東財務局長に提出し、2026年2月7日にその届出の効力が生じております。

■ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。

■ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

■投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、主として、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールド株式・マザーファンド、フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の各受益証券への投資を通じて、世界（日本を含みます。）の債券、株式、不動産投資信託（リート）へ実質的に分散投資を行ない、主として配当等収入を確保することを目的に運用を行ない、長期的な投資信託財産の成長を目指します。

ファンドの特色

1 主として、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールド株式・マザーファンド、フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、世界（日本を含みます。）の債券、株式、不動産投資信託（リート）へ実質的に分散投資を行ない、主として配当等収入を確保することを目的に運用を行ない、長期的な投資信託財産の成長を目指します。

2 フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールド株式・マザーファンドの運用は、国内外の投資信託証券*（投資対象ファンド）への投資を通じて行ない、ファンド分散・地域（種別）分散を図ります。

3 各マザーファンドへの基本配分は、主として各資産の利回り水準、流動性、リスク・リターン特性等を考慮して配当等収入の確保とリスクの分散を目指して決定します。また運用環境の変化により配分比率を調整することがあります。

各マザーファンド受益証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

4		フィデリティ・ワールド 債券・マザーファンド	フィデリティ・ワールド 株式・マザーファンド	フィデリティ・グローバル・ リート・マザーファンド
	フィデリティ・世界分散・ファンド （債券重視型）	70%	15%	15%
	フィデリティ・世界分散・ファンド （株式重視型）	35%	50%	15%

5 隔月決算を行ない、基準価額の水準、市況動向を勘案して分配を行ないます。分配は、利子・配当等収入の他、売買益（評価益を含みます。）からも行ない、安定的な分配を目指します。

6 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

※資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

* FILリミテッドおよびFIAM LLCならびにそれらの関連会社が運用する投資信託証券をいいます。

1. ファンドの目的・特色

運用の委託先

ファンドの運用の指図に関する権限の委託については以下の通りです。

委託先名称	委託する業務の内容
FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、ファンドの基本資産配分に関する運用の指図を行ないます。
FILインベストメンツ・インターナショナル(所在地:英国)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、上記以外のファンドの運用の指図を行なうことがあります。

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド、FILインベストメンツ・インターナショナルおよびフィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。

フィデリティ・インターナショナルは、世界で290万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

ファンドのポイント

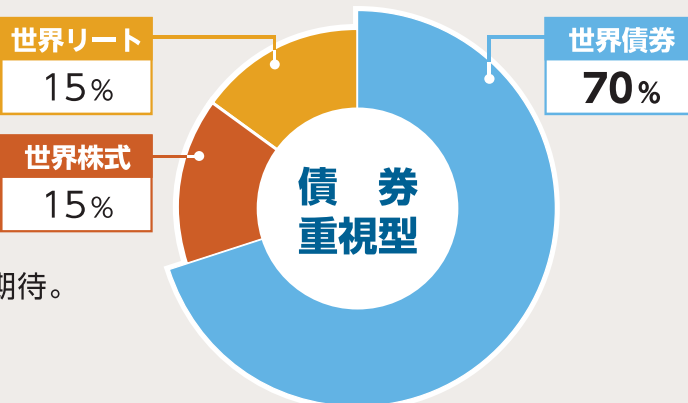
世界の債券、株式、リートに分散投資します。

- 海外などで既に運用実績のある、複数のファンドを「ファンド・オブ・ファンズ形式」でパッケージ。
- 世界の債券、株式、リートに分散投資することで、リスクを抑えつつ魅力的な配当等収入と運用資産の成長を目指します。
- 債券、株式、リートの配分比率を変えた、2つのコースをご用意。

【基本資産配分】(2026年6月末日現在)

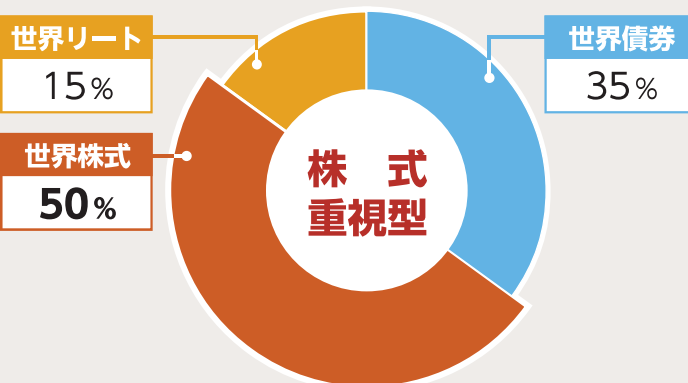
債券重視型

- 1 「債券約7割」
元本の安定性に配慮した配分。
- 2 株式とリート等を等分に配分し、分散投資効果と値上がり利益にも期待。



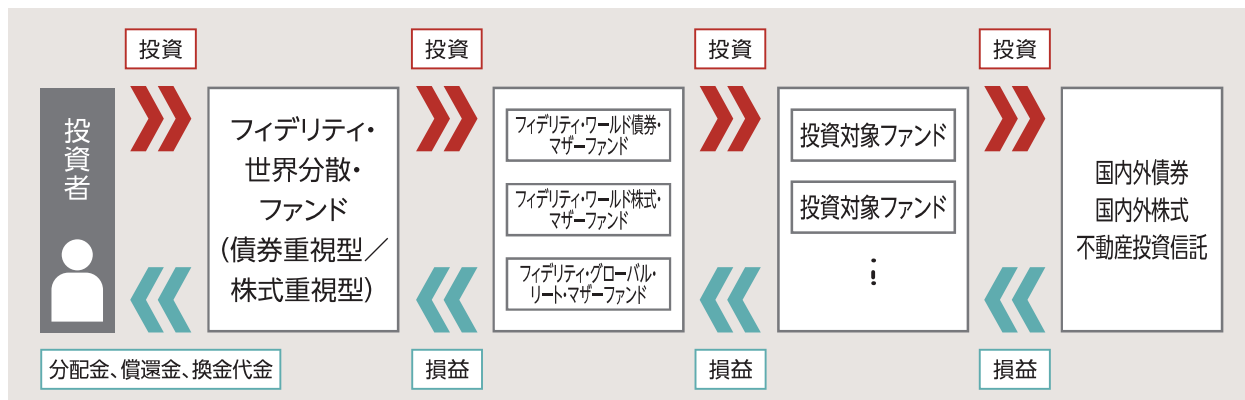
株式重視型

- 1 「株式約5割」
元本の成長性も睨んだ配分。
- 2 債券とリートには分配金を期待。



1. ファンドの目的・特色

ファンドの仕組み



各ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外債券、国内外株式、国内外の不動産投資信託（リート）に投資する複数の投資信託証券（投資対象ファンド）へ実質的に投資を行なう、ファンド・オブ・ファンズです。

主な投資制限

投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	投資信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

収益分配方針

毎決算時（原則1月、3月、5月、7月、9月および11月の各10日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

*原則として、利子・配当等収入を中心に安定分配を行なうことを目指します。また、毎年3月および9月に到来する計算期末においては、基準価額水準等を勘案し、上記安定分配相当額に加えて分配対象額の範囲から、委託会社が決定する額を付加して分配を行なう場合があります。

*各計算期末の分配対象額の範囲の考え方については、委託会社の判断により今後変更されることがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

1. ファンドの目的・特色

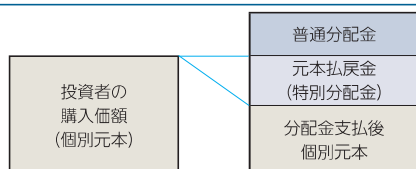
収益分配金に関する留意事項

- 1 ファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、それぞれの投資者ご自身の個別元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- 2 分配金は預貯金の利息とは異なり、分配金支払い後の純資産は減少し、基準価額の下落要因となります。
- 3 分配金は計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があります、その場合当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落します。

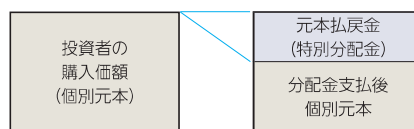
分配方針や頻度の異なるコースが存在する場合は、投資者は自身の選択に応じて投資するコースを選択することができます。販売会社によってはコース間でスイッチングが可能です。

- 1 投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。
ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。
ファンドの購入価額は、個々の投資者によって異なりますので、投資期間全体での損益は、個々の投資者によって異なります。

分配金の一部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合



- 「個別元本」とは、追加型投資信託の収益分配金や解約（償還）時の収益に対する課税計算をする際に用いる個々の投資者のファンドの購入価額のことを指します。
 - 「普通分配金」とは、個別元本（投資者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
 - 「元本払戻金（特別分配金）」とは、個別元本を下回る部分からの分配金です。実質的に元本の払戻しに相当するため、非課税扱いとなります。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。
- ※普通分配金に対する課税については、「4. 手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。

- 2 分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。

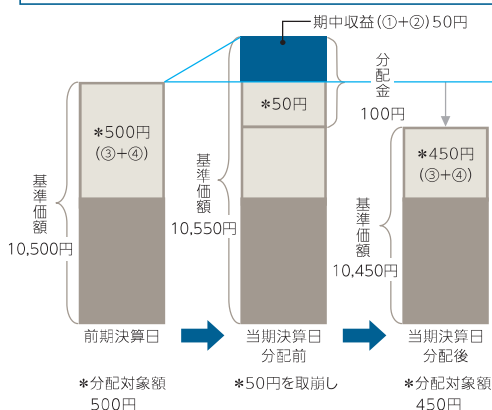
投資信託で
分配金が支払われる
イメージ



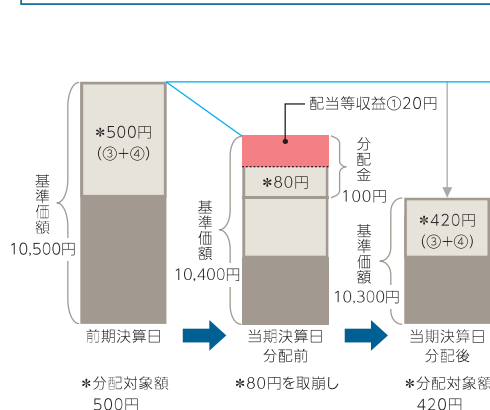
- 3 分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。

投資信託は、当期の収益の他に、ファンドの設定から当期以前の期間に発生して分配されなかった過去の収益の繰越分等からも分配することができます。

前期決算から基準価額が上昇
当期計算期間の収益がプラスの場合



前期決算から基準価額が下落
当期計算期間の収益がマイナスの場合



- ※分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、収益分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様 に 帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドがマザーファンドを通じて主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。
金利変動リスク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
デリバティブ(派生商品)に関するリスク	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
リートに関わるリスク	リートへの投資においては、保有不動産の評価額、リートに関する規制(法律、税制、会計等)、不動産市況(空室率の変動等)等、リート固有の価格変動要因の影響を受けます。
カントリー・リスク	投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

2. 投資リスク

その他の留意点

■**クーリング・オフ**:ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

■**流動性リスク**:ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。

■**購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点**:金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等))があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

運用部門

部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。

運用に関するコンプライアンス部門

法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。

運用リスク管理部門

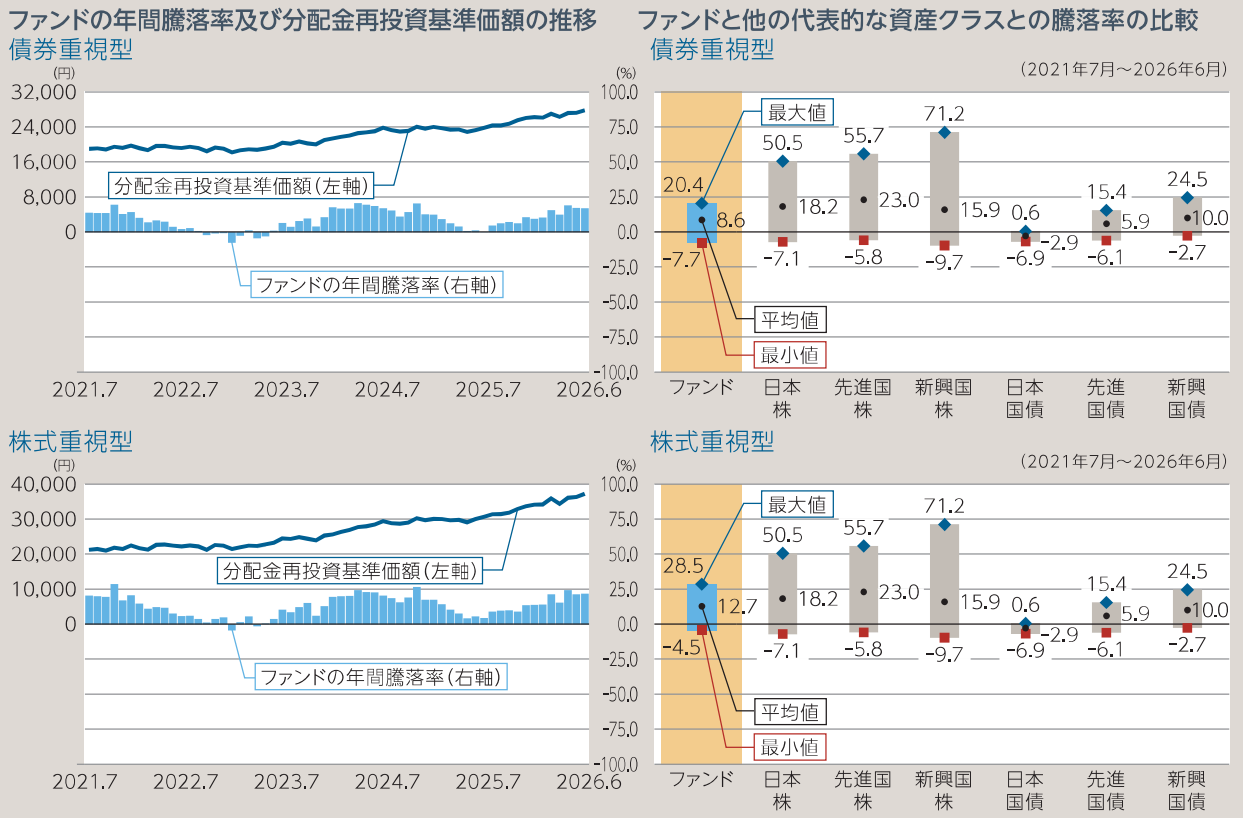
流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

2. 投資リスク

(参考情報)

以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。

※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。

※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

※2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

代表的な資産クラスの指数

日本株 TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX 総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株 MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株 MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債 NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債 J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複製、使用、頒布することは禁じられています。Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複製・転載を禁じます。

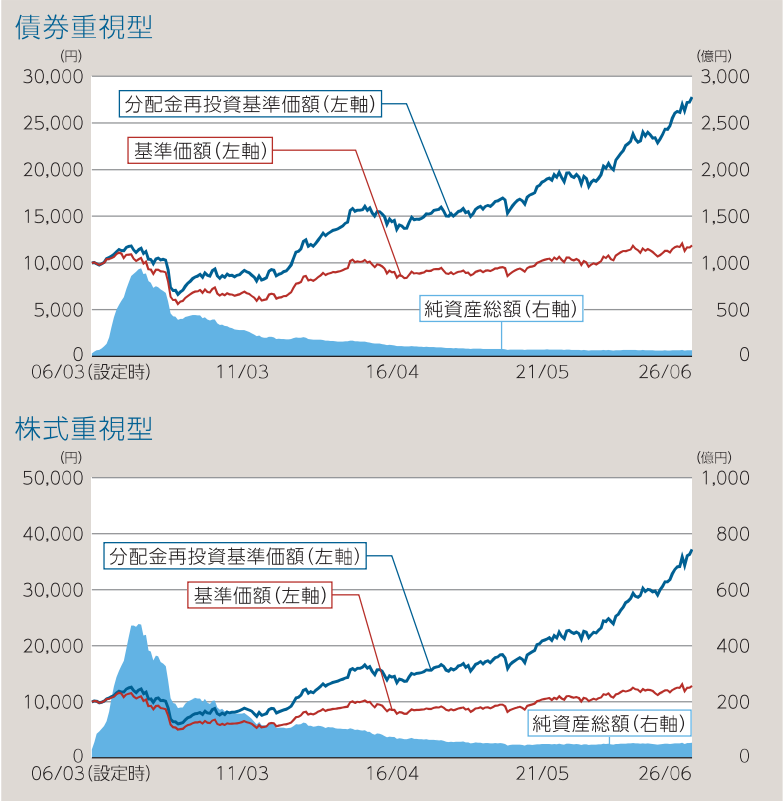
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

3. 運用実績

(別途記載がない限り2026年6月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



	債券重視型	株式重視型
基準価額	11,891円	12,836円
純資産総額	65.2億円	53.5億円

分配の推移

決算期	分配金 (1万口当たり/税引前)	
	債券重視型	株式重視型
2025年 9 月	350円	500円
2025年11月	30円	35円
2026年 1 月	30円	35円
2026年 3 月	500円	700円
2026年 5 月	30円	35円
直近1年間累計	970円	1,340円
設定来累計	7,791円	9,993円

※分配金再投資基準価額は、ファンド設定時に10,000円でスタートしてからの分配金を再投資した実績評価額です。ただし、購入時手数料および分配金にかかる税金は考慮していません。
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後のものです。

主要な資産の状況

マザーファンドの組入状況			
債券重視型		株式重視型	
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	69.7%	フィデリティ・ワールド株式・マザーファンド	50.5%
フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	15.4%	フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	34.0%
フィデリティ・ワールド株式・マザーファンド	15.0%	フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド	15.5%
現金・その他	0.0%	現金・その他	0.0%

通貨別配分(2026年5月末現在)			
債券重視型		株式重視型	
アメリカ・ドル	49.4%	アメリカ・ドル	46.2%
ユーロ	32.6%	ユーロ	29.7%
イギリス・ポンド	8.2%	イギリス・ポンド	9.7%
日本・円	3.3%	日本・円	4.8%
中国・元	1.9%	スイス・フラン	4.0%
カナダ・ドル	1.7%	オーストラリア・ドル	1.4%
オーストラリア・ドル	1.6%	カナダ・ドル	1.1%
スイス・フラン	1.2%	—	—
その他	0.1%	その他	3.3%

国・地域別配分(2026年5月末現在)			
債券重視型		株式重視型	
アメリカ	42.0%	アメリカ	37.0%
ドイツ	14.4%	イギリス	13.3%
イギリス	10.3%	ドイツ	10.0%
フランス	5.0%	フランス	6.9%
オランダ	4.2%	日本	4.9%
日本	3.7%	スイス	4.3%
スペイン	2.2%	スペイン	3.9%
カナダ	2.1%	オランダ	3.8%
スイス	1.8%	台湾	2.3%
中国	1.8%	アイルランド	2.2%
その他	15.0%	その他	12.0%
現金・その他	-2.3%	現金・その他	-0.6%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。
※未払金等の発生により、「現金・その他」の数値がマイナスになることがあります。

3. 運用実績

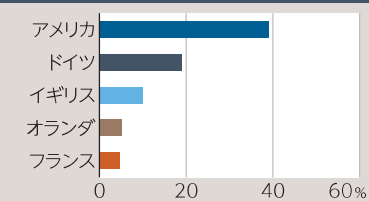
マザーファンドの運用状況

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

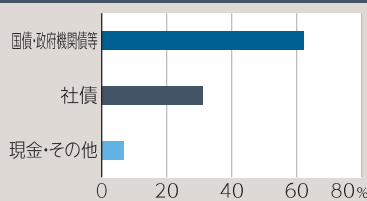
組入投資信託の上位銘柄比率

フィデリティ・ファンズ・グローバル・ボンド・ファンド	43.2%
フィデリティ・ファンズ・ユーロ・ボンド・ファンド	22.6%
フィデリティ・ファンズ・USドル・ボンド・ファンド	13.9%
フィデリティ・インベストメント・ファンズ・IX-フィデリティ・スターリング・アグリゲート・ボンド・ファンド	6.9%
フィデリティ・ファンズ・USハイ・イールド・ファンド	5.0%

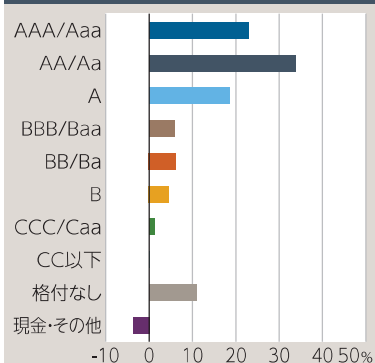
組入上位5カ国・地域 (2026年5月末現在)



組入債券種別配分 (2026年5月末現在)



組入債券格付別配分 (2026年5月末現在)

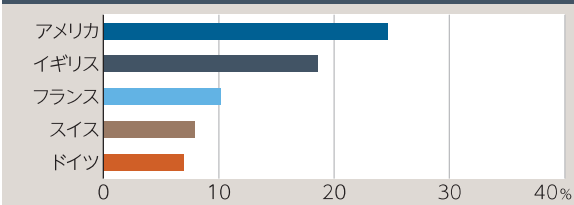


フィデリティ・ワールド株式・マザーファンド

組入投資信託の上位銘柄比率

フィデリティ・ファンズ・グローバル・ディフェンシブ・エクイティ・ファンド	70.0%
フィデリティ・ファンズ・グローバル・ディビデンド・ファンド	29.9%

組入上位5カ国・地域 (2026年5月末現在)

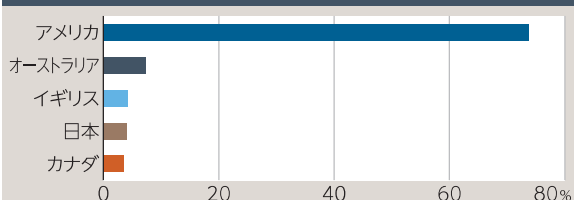


フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド

組入上位銘柄

ウェルタワース	9.6%
プロロジス	6.4%
エクイニクス	6.1%
デジタル・リアルティ・トラスト	4.5%
サイモン・プロパティ・グループ	3.3%

組入上位5カ国・地域



※銘柄はご参考のため、英文表記の一部をカタカナで表記しております。実際の発行体名と異なる場合があります。

※マザーファンドの運用状況における比率は別途記載がない限り、各マザーファンドの対純資産総額比率です。

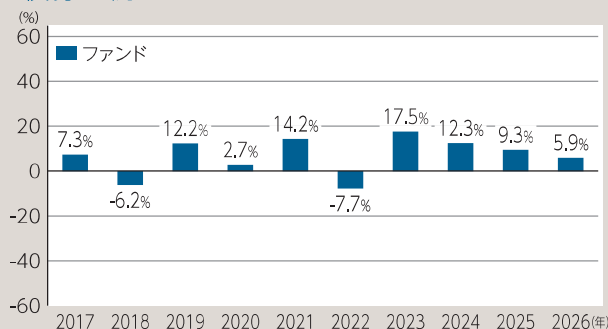
※格付は、作成時点で取得可能なフィデリティ・インターナショナルから提供されたデータに基づき作成しております。

※フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンドの組入上位5カ国・地域は、各リートファンドの登録国・地域に基づき分類したものです。

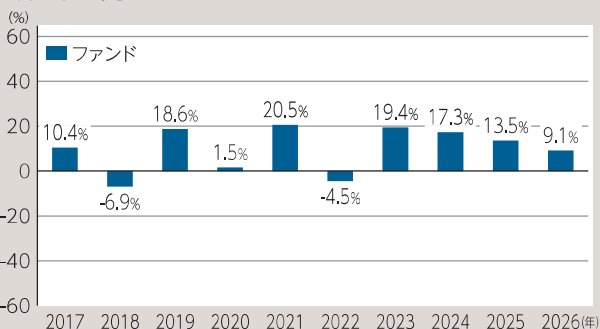
※フィデリティ投信が作成時点で取得可能な投資対象ファンドの開示資料のデータに基づき作成しております。ファンドによってはデータの分類方法や評価基準日が異なる場合があるため、概算・推定値となります。掲載データに関する正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。あくまでもファンドの概略をご理解いただくことを目的として作成されておりますことにご留意ください。

年間収益率の推移

債券重視型



株式重視型



※当ファンドは、ベンチマークを設定しておりません。

※ファンドの収益率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして算出しています。

※2026年は年初以降6月末までの実績となります。

4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換金単位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた額とします。
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して6営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申込締切時間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購入・換金 申込不可日	ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日、英国における休業日及び12月25日においては、スイッチングを含めお申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	2026年2月7日から2027年2月8日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購入・換金 申込受付の中止 及び取消し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信託期間	原則として無期限(2006年3月9日設定)
繰上償還	各ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決算日	原則、毎年1月、3月、5月、7月、9月及び11月の各10日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収益分配	年6回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	各ファンドにつき5,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
運用報告書	毎年5月、11月に到来するファンドの計算期間終了後及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
スイッチング	販売会社によっては、債券重視型・株式重視型間にてスイッチングが可能です。スイッチングに伴うご換金にあたっては、通常のご換金と同様に信託財産留保額及び税金がかかります。 ※スイッチングの取扱い内容等について、詳しくは、販売会社へお問い合わせください。

4. 手続・手数料等

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	3.30% (税抜3.00%) を上限として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。		商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	基準価額に対し0.20%です。		—
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.858% (税抜0.78%) の率を乗じた額が運用管理費用 (信託報酬) として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	運用管理費用 (信託報酬) の配分 (年率／税抜)		
	ファンドの純資産総額に対して	0.78%	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.17%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.55%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.06%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
投資対象とする投資信託証券*	債券重視型		株式重視型
	年率0.45%±0.20% (税込) 程度		年率0.50%±0.20% (税込) 程度
実質的な負担*	債券重視型		株式重視型
	年率1.31%±0.20% (税込) 程度		年率1.36%±0.20% (税込) 程度
その他費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。		組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10% (税込) を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎年5月及び11月に到来する計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。		法定書類等の作成等に要する費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 監査費用：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用

* 2026年8月7日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。
 * 投資対象ファンドの運用管理費用以外の費用が発生する場合があります。
 * 当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
 * 運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(参考情報) ファンドの総経費率」をご参照ください。

税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 ※上記は2026年6月末日現在のものです、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
 ※法人の場合は上記とは異なります。
 ※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・世界分散・ファンド (債券重視型)	1.52%	0.86%	0.67%
フィデリティ・世界分散・ファンド (株式重視型)	1.66%	0.86%	0.80%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2025年11月11日～2026年5月11日です。
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。
※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。
※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。
※投資先ファンドにおいて開示されていない費用がある場合、総経費率に含まれていません。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。
※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5. 追加的記載事項

ファンド・ユニバースの概要(2026年8月7日現在)

マザーファンドが投資する投資対象ファンドを選定するファンド・ユニバースは以下の通りです。

下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。下記の投資対象ファンドは、ファンド・ユニバースから除外される場合や、新たに追加される場合があります。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズ ユーロ・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてユーロ建ての債券に投資を行いません。
フィデリティ・ファンズ ヨーロッパ・ハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ(ロシアを含む)にあるか、活動の大半がそれらの地域で営まれている発行体の高利回り事業債(ハイ・イールド債券)に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・ファンズ USドル・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として米ドル建ての債券に投資を行いません。
フィデリティ・ファンズ USハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、活動の大半が米国で営まれている発行体の高利回り事業債(ハイ・イールド債券)に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・ファンズ エマージング・マーケット・デット・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてエマージング債券に投資し、インカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・インベストメント・ファンズ・IX- フィデリティ・スターリング・アグリゲート・ ボンド・ファンド (英国籍証券投資法人/英ポンド建て)	FIL インベストメント・ サービスズ(英国)・ リミテッド	主として英ポンド建て(もしくは英ポンドヘッジ)投資適格債券に投資し、インカムの確保と元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ グローバル・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界で発行される債券に投資し、米ドルベースのパフォーマンスを最大化することを目指します。
フィデリティ・ファンズ グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界の投資適格社債に投資することにより、インカムの確保および元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、ユーロ建ての社債に投資します。
フィデリティ・ファンズ アジア・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、アジア地域で主要な活動をしている企業が発行する投資適格社債への投資を通じて、インカムの確保および元本の上昇を目指します。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズー アジア・ハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、活動の大半がアジアで営まれている発行体の高利回り事業債(ハイ・イールド債券)に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・ファンズー エマージング・マーケット・コーポレート・デット・ ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、主要通貨建ての新興国社債への投資を通じて、インカムの確保および元本の上昇を目指します。
フィデリティ・ファンズー エマージング・マーケット・ローカル・カレンシー・ デット・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、現地通貨建ての新興国市場債券への投資を通じて、インカムの確保および元本の上昇を目指します。
フィデリティ・ファンズー ユーロ短期債券・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、ユーロ建ての債券等に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー 新興市場トータルリターン債券・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、新興市場の政府および企業の債務証券に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー グローバル・インフレ連動債・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界のインフレ連動債等に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー クライメート・トランジション・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、インカムの確保と中長期的な元本の成長を目指します。炭素排出量の削減を進める企業や、積極的な取り組みにより将来の排出量削減余地が大きいと期待される企業の社債へ、グローバルに投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー グローバル・ハイブリッド債券・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界のハイブリッド証券等に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー ストラクチャード・クレジットインカム・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界の証券化商品等に投資を行ない、中長期的な元本の成長とインカムの提供を目指します。
フィデリティ・ファンズー ストラテジック債券・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FILファンド・ マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、国債、インフレ連動債、投資適格社債、非投資適格社債等、世界の債券に投資を行ないます。
フィデリティ・グローバル社債・ リサーチ・エンハンスト PAB UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	FILインベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として、世界の投資適格社債に投資を行ない、パリ協定の温室効果ガス排出削減に関する気候目標と調和的な形で、インカムの確保及び元本の成長を目指します。
フィデリティ・ESG USD EM債券 UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	FILインベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として、新興市場国の政府および政府機関が発行した米ドル建の債券に、投資を行ないます。

5. 追加的記載事項

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・グローバル・ハイ・イールド社債・リサーチ・エンハンスト PAB UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	FILインベストメンツ・インターナショナル(英国)	主として、世界のハイ・イールド債券に投資を行ない、パリ協定の温室効果ガス排出削減に関する気候目標と調和的な形で、インカムの確保及び元本の成長を目指します。
フィデリティ・グローバル国債・クライメート・アウェアUCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	FILインベストメンツ・インターナショナル(英国)	主として、世界の国債等に投資を行ない、気候に配慮したベンチマーク (Solactive Paris Aware Global Government USD Index) のリターンの追従を目指します。
フィデリティ・USD社債・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	FILインベストメンツ・インターナショナル(英国)	主として、世界の投資適格米ドル建社債に投資を行ない、インカムの確保及び元本の成長を目指します。
フィデリティ・EUR社債・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／ユーロ建て)	FILインベストメンツ・インターナショナル(英国)	主として、世界の投資適格ユーロ建社債に投資を行ない、インカムの確保及び元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー グローバル・ディビデンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て)	FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として世界の高配当株式に投資し、長期的な元本成長とインカムの確保を目指します。
フィデリティ・ファンズー USDドル・キャッシュ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て)	FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として米ドル建ての債券等に投資を行ないます。
フィデリティ・グローバル・リート・マザーファンド (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 ファンドの運用の委託先: FILインベストメンツ・インターナショナル(英国) FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託(リート)(これに準ずるものを含みます。)に投資を行ない、配当等収益の確保と投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。
フィデリティ・ファンズー グローバル・ディフェンシブ・エクイティ・ファンド※ (ルクセンブルグ籍証券投資法人／米ドル建て)	FILファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として、世界各国の企業の株式に投資し、長期的な元本の成長とインカムの獲得を目指します。※
フィデリティUSクオリティー・インカムUCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(米国)	フィデリティUSクオリティー・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。
フィデリティ・グローバル・クオリティー・インカムUCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人／米ドル建て)	ジオード・キャピタル・マネジメント・エルエルシー(米国)	Fidelity Global Quality Income Index のリターンの追従を目指し、キャピタルゲインとインカムゲインの獲得を目指します。

※2026年4月13日付で変更になりました。

